

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく一時扶助申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成31年2月7日付けで行った一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法・不当である旨を主張しているものと解される。

- 1 本件処分通知書の却下理由欄には、具体的事実も根拠法令等も記載されていないのであるから、本件処分は行政手続法8条の規定に反する。

また、処分庁は、本件申請を受けて、即日本件処分を行っており、請求人に対し、相当期間を定めた補正を求めているのであるから、本件処分は行政手続法7条の規定に反する。

- 2 本件住宅は、賃貸借の形式をとっているが、床面積が7㎡に満たず、共同トイレ・炊事場はあるものの風呂もシャワーもないこと、

路上で声を掛けられ入居している事実などから、無届の社会福祉法 2 条 3 項 8 号の無料低額宿泊所に当たる。無届・違法かつ高額な無料低額宿泊所であれば、むしろ積極的な転居指導を行う義務がある。請求人は、現在住居が狭隘な上、暖房が設置されていないなど劣悪であることから、本件申請を行ったものであるから、転居する合理的理由がある。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 6 月 1 9 日	諮問
令和 2 年 8 月 1 9 日	審議（第 4 6 回第 2 部会）
令和 2 年 9 月 1 8 日	審議（第 4 7 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 住宅扶助

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号で「生活扶助」、3 号で「住宅扶助」を挙げている。

そして、法 1 4 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居（同条 1 号）の範囲内に

において行われるとしている。

(2) 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

なお、行政手続法7条は、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないとしている。また、同法8条は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとしている。

(3) 転居費用

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」としている。

そして、上記「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱い

について」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30・答は、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とした上で、「9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合」、「10 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合」、「11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」など17項目を挙げている。

なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、局長通知第7・4・(1)・カが「認定して差しつかえない」と規定し、課長通知第7・問30・答が敷金等を支給できる場合を限定列挙していることから、実施機関は、被保護者に対し、転居が必要な合理的な理由があるか否かをまず確認した上で、課長通知の限定列挙に該当するか否かを判断するものと考えられるところ、担当職員は、本件申請の際に、請求人に転居の理由を尋ねたが、請求人は「普通の生活がしたい。」と繰り返し述べるだけであり、さらに本件申請書には、「ふどがないし人間です そしてふつうの生活がしたいです」とのみ記載され、具体的な転居理由や転居先、転居費用等の記載がなかったことから、それらの記載をするよう請求人に求めたが、請求人は応じず、そのまま本件申請書を提出したことが認められる。

そうすると、処分庁としては、請求人に敷金等を支給できるか否かを判断するための理由や事情を確認することができなかつたものと認められ、処分庁が敷金等を支給する合理的な理由が確認できないものとして本件申請を却下したことは、上記1の法令等の定めにも則ってなされたものであるといえることができる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、上記（第3・1）のとおり、本件処分通知書の却下理由は行政手続法8条の規定に反する旨を主張する。

しかし、本件処分通知書の却下理由の「敷金等を支給する合理的な理由がないため」とは、請求人本人の説明及び家庭訪問による請求人の居住実態の確認からは敷金等を支給する合理的な理由が確認できないことを意味するものと考えられ、却下の理由を示したものであることができ、行政手続法8条の規定に反するとはいえない。

また、請求人は、処分庁が相当期間を定めた補正を求めなかったことが行政手続法7条の規定に反する旨も主張するが、処分庁は、本件申請書を提出した際に、担当職員が具体的な転居理由や転居先、転居費用等を記載をするよう請求人に求めたものの、請求人の頑なな態度から、本件申請書に記載されたこと以上の確認は困難であると判断し、速やかに本件処分を行っているものと認められる。そうすると、本件処分が、行政手続法7条の規定に反するとはいえない。

したがって、請求人の主張にはいずれも理由がない。

- (2) 請求人は、上記（第3・2）のとおり、本件住宅が狭隘であること、無届の無料低額宿泊所に該当すること等から、転居に合理的理由がある旨を主張する。

しかし、請求人のこのような主張は、本件処分後の審査請求の際に行われたものであり、本件処分は、上記2のとおり、敷金等を支給する合理的な理由が確認できないために本件申請を却下したものであることから、請求人の上記主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を与えるものではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行わ

れているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来